

# 瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

## 入札説明書等に関する質問回答 【第2回】

令和元年11月18日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

1. 本質問回答は、令和元年10月21日(月)から10月28日(月)までに受け付けた瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業の入札説明書等に関する質問を、項目順に整理するとともに回答を付したものです。
2. 質問の内容は、質問者の記載のとおりとしています。ただし、項目及び記載位置については、機構で整理していますので、御注意ください。
3. なお、本回答は、現時点での機構の考え方を示すものであり、今後変更する可能性がありますので、御注意ください。最終的には、入札説明書等(入札説明書、要求水準書、契約書(案)等)に基づいてください。

瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

< 入札説明書に関する質問回答(第2回) >

No	資料名	質問箇所							項目	質問内容	回答
		頁	章	1 節	(1) 条	1) 項	ア 号	① -			
1	入札説明書	8		2	(2)				選定の手順及びスケジュール	入札スケジュールのうち、第1回質問回答から第2回質問及び官民対話までの期間が短く、第1回質問回答を受けた詳細な施工計画やリスク検証等が十分にできません。また、第2回質問回答や官民対話での内容等に関して疑義が生じた場合への対応のため、参加申請書提出後に再度、質問または官民対話による機構との協議の場を設定いただきたく、よろしくお願いいたします。	ご要望を踏まえて、3回目の質問受付及び再度官民対話を実施します。詳細は改訂する入札説明書及び官民対話実施要領をご参照ください。
2	入札説明書	12	3	(1)	3)	ア	③	(イ)	配置予定者の工事経験	配置予定技術者の工事経験として「元請けとして次の i) 及び ii) とに示す工事」とありますが、実施方針に関する質問回答No.7の回答のとおり、配置予定技術者1名が i) 及び ii) を満たす必要はなく、それぞれの工事経験を1名ずつが保有し専任配置すればよいと理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	14	3	(1)	3)	イ			参加資格要件を欠く事態の引用部分	「落札者については、事業契約締結までに上記1)及びア、イの参加資格要件を欠くような事態が生じた場合」とありますが、「上記1)及びア、イ」の引用部分をご教示ください。	「上記1)及びア、イ」を「上記1)、2)及び3)ア、イ」に修正します。
4	入札説明書	18	4	(4)	1)				競争参加資格要件の引用部分	「競争参加資格の確認審査は入札参加者が備えるべき参加資格要件(3.(1)に記載の要件)を満たしている」とありますが、「3.(1)」の引用部分をご教示ください。	「3.(1)」を「3.(1)1)、2)、3)」に修正します。
5	入札説明書	21		4	(7)	4)			提案書に関するヒアリング(予定)	「機構又はPFI事業審査委員会が必要と判断した場合は、提案書に関するヒアリングを以下の要領で実施する。」とありますが、ヒアリングを実施しないこともありうるのでしょうか。	現時点ではヒアリングを実施する予定です。
6	入札説明書	21		4	(7)	4)			提案書に関するヒアリング(予定)	予定金額の範囲内に収まったことを確認の上ヒアリングを行った方が、ヒアリング対象事業者を絞り込めるため合理的とも思われますが、入札書の開札に先立ちヒアリングを行う理由があればご教示ください。	政府調達案件として、官報に掲載する案件については、機構の規定に基づき、入札書とともに提出された提案書について技術審査(ヒアリングを含む)に伏して、開札の対象となるか否かを決定するとしています。
7	入札説明書	33	7	(4)	8)	イ			指名停止の措置の引用部分	「本契約の相手方が①イ又はウの義務を怠ったとき」とありますが、「①イ又はウ」の引用部分をご教示ください。	「①イ又はウ」を「上記ア②、③」に修正します。
8	様式集								様式6-1 入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社一覧表	前回の入札説明書等に関する質問回答15で「様式6についても支店長名で構いません」というご回答を頂きましたが、こちらに記入する「担当者」は代表者ではなく、契約上の窓口となる者でよろしいでしょうか？	契約上の窓口担当者で構いません。

瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

< 入札説明書に関する質問回答(第2回) >

No	資料名	質問箇所								項目	質問内容	回答
		頁	章	1 節	(1) 条	1) 項	ア 号	① -	- -			
9	様式集									様式7 委任状	年間委任状を提出していない企業が、今回の案件において社長から支店長への委任状を作成し提出する場合、申請書類の提出と併せて提出することで対応していただくことは可能でしょうか。 それとも、事前に機構様の承認を得た委任状の写しを添付する必要がありますでしょうか。	申請書類の提出と併せて委任状を提出していただくことでも対応します。
10	様式集									様式8-1 坑道埋め戻し及び原状回復、モニタリング設備等撤去にあたる者の資格要件に関する書類	前回の実施方針に関する質問回答6、8で「いずれかの構成員、協力会社を満たしていれば、それで構いません」とご回答を頂きましたが、実績を有する企業以外については、1. 一般競争参加資格、2. 審査値1,200点以上の2つを証明する書類の添付のみでよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
11	様式集									様式8-1 坑道埋め戻し及び原状回復、モニタリング設備等撤去にあたる者の資格要件に関する書類	協力会社が「坑道埋め戻し及び原状回復」のみを担当する場合は、「モニタリング設備等撤去」が該当しないため、記載内容をこちらの判断で修正・変更してもよろしいでしょうか？	上から3行目「坑道埋め戻し及び原状回復、モニタリング設備等撤去にあたる者」の記載を「坑道埋め戻し及び原状回復にあたる者」に変更してください。
12	様式集									様式9 環境モニタリング調査にあたる者の資格要件に関する書類	協力会社が下請けとして別途資格要件を満たす会社と新たに契約して対応する場合は、その契約を予定している会社の実績を添付すればよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
13	要求水準書	26	3	3	1				④	深度500m水平坑道の埋め戻し	第1回質問回答No.22で「～荷重による切断等が起きないように保護管などによる保護をすること。」と回答を頂きました。損傷しない対策を最優先とする場合、リスクを加味した費用となり、また、施工日数を要するため、全体工程にも影響します。現状、工程に余裕がない状況のため、工期の見直し、又は事前に機構側での対策をお願いできないでしょうか。	当該質問の回答にも記載していますが、各水平坑道にありますがモニタリング用の採水チューブは、埋め戻し開始までに換気立坑接続部付近まで保護管に入れる予定です。また、水圧ケーブル(光ファイバー)についても耐圧性を確保しており、機構側で坑道が埋め戻されてもモニタリングが実施できるように、事前の対策をしています。 一方、事業者の埋め戻し施工方法が決まらないと保護が実施できない換気立坑接続部付近や水平坑道の風門等については、埋め戻し施工方法が決まり次第、機構立会いの下で沈下を考慮した余長を確保して、採水チューブや水圧ケーブルの防護をお願いします。

瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

< 入札説明書に関する質問回答(第2回) >

No	資料名	質問箇所								項目	質問内容	回答	
		頁	章	1 節	(1) 条	1) 項	ア 号	① -	- -				
14	要求水準書	28	3	3	6					②	立坑の埋め戻し	第1回質問回答No.38で「事業者の負担において、沈下があっても損傷しない対策をすること。」と回答を頂きました。損傷しない対策を最優先とする場合、リスクを加味した費用となり、また、施工日数を要するため、全体工程にも影響します。現状、工程に余裕がない状況のため、工期の見直し、又は事前に機構側での対策をお願いできないでしょうか。	水平坑道の埋め戻しを確実に施工することで、水圧ケーブルや保護管に損傷が生じるような立坑の沈下は防げると思っています。また、立坑の埋め戻し施工中には、給排水管・集塵用スパイラル管・送風管等の撤去及び盛替えの時間や、休日明けに段階的に沈下の程度や影響を確認できると考えています。
15	要求水準書	30	3	4	4					③	排水処理設備撤去	第1回質問回答No.40で「排水処理設備撤去後の現場の状況に応じて必要な設備を準備すること。それらに必要な費用は積算に含むこと。」と回答を頂きました。積算をする上で、仮に条件を設定する場合、民間負担とするとリスクに応じた費用を積算する必要があるため、一定額以上は機構負担としていただきたい。	当該質問の回答にも記載していますが、水質汚濁防止法及び瑞浪市と締結している環境保全協定を遵守できるように排水することが条件となります。この条件を達成できるように、現場の状況に応じて必要な設備(例えば可搬型の処理設備等)を準備してください。また、それらに必要な費用は積算に含めてください。
16	要求水準書	30	3	4	4					③	排水処理設備撤去	立坑の埋め戻しが終わったら、撤去というイメージで良いでしょうか。	表層水が帯水していると考えられる深度約50m付近まで立坑が埋め戻されれば、湧水はほとんど出ないと考えています。そのため、深度約40mまで立坑が埋め戻されてスカフォードを撤去する時期になったときに、既存の排水処理設備(ふっ素及びほう素除去)は撤去しても問題ないと考えています。ただし、それ以降の工事作業で濁水が発生する可能性はあると考えられるので、現場の状況に応じて必要な設備を準備し濁水処理をお願いします。
17	要求水準書	34	3	6							排水処理設備 運転・監視業務 に関する要求 水準	埋戻しの過程で、湧水の発生増加あるいは含まれる成分等の変化により処理設備の改良が必要となった場合、【第1回】質問回答No.41の回答によれば、事業者において設備の維持管理、改良を行うよう求められています。当該増加費用は事業者では負いかねますので、機構の負担としていただきたい。	坑道掘削及び維持管理してきた状況から坑内ボーリング孔の孔口装置に損傷を与えない限り、湧水増加は考えられません。事業者の瑕疵等によらない場合は機構が負担します。
18	要求水準書	34	3	6							排水処理設備 運転・監視業務 に関する要求 水準	排水処理設備に関して不測の事態が発生した場合の対応について、【第1回】質問回答No.41により大規模地震等不可抗力による不測の事態が発生した場合における追加費用や損害は協議とされています。不可抗力が発生した場合、必ずしも事業契約書別紙8の規定に依る対応ではなく、協議により費用負担を決定する(協議の結果、事業者が負担しない場合もある)ことがあると理解してよろしいでしょうか。	大規模地震等も不可抗力事由に含まれることは第1条31号の定義のとおりです。質問回答【第1回】No20における「協議」は、あくまでも事業契約の範囲内での協議であって、支払時期、方法等について協議させていただきますが、別紙8に定める負担割合自体を変更することは想定しておらず、協議により事業者負担なしとなることはありません。もっとも、事業者の負担の上限額が増加費用または損害が発生した各業務のサービス対価の100分の1を上限とすることは別紙8に記載のとおりです。
19	要求水準書	38	4	1	4						貸与品	環境モニタリング調査業務期間において、業務に必要な事務所(30m2)、什器類、駐車場(5台分)、パソコン(2台)・プリンタ(1台)機構のLAN接続環境、電気・空調、資材倉庫(正馬様用地)は無償で貸与いただけますか。	事業者側にて必要な備品の準備や業務環境の整備をお願いします。環境モニタリング調査の結果については、機構から調査結果を入力して頂くデータファイルを提供し、入力後のデータや報告書を機構に提出して頂くことを考えており、機構が提供する業務環境でなくても実施可能と考えます。

瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

< 入札説明書に関する質問回答(第2回) >

No	資料名	質問箇所								項目	質問内容	回答
		頁	章	1 節	(1) 条	1) 項	ア 号	① -	- -			
20	要求水準書	38	4	2	3					業務の範囲	環境モニタリング調査業務実施範囲は、調査から機構への調査結果報告までであり、結果に基準値を超えるものがあつた場合の対応は要求水準範囲外との理解でよろしいでしょうか。 事業者での対応求められた場合の費用は機構に負担していただくと理解してよろしいでしょうか。	環境モニタリング調査において、結果に基準値を超えるものがあつた場合は、至急機構に連絡をしてください。 機構において対応策を検討し、事業者に対応の実施をお願いする場合があります。 なお、例えば河川水の調査であれば、研究所の排水の放流口よりも上流についても調査を行っており、河川水の変動が生じた原因が自然由来か、研究所の排水かは確認可能と考えています。その上で、仮に研究所の排水が原因で、埋め戻し工事によると考えられる場合の費用負担は事業者になるし、そうでない場合は機構と事業者で協議することを考えています。
21	要求水準書	52	4	8	2	(2)	④			観測孔における水圧測定・採水	データファイルをとりまとめの上、月1回報告となっておりますが、現在、機構のコンピュータに直接入力している作業を、標記の通りに変更するという認識でよろしいでしょうか。 また、機構から受領しているデータについては継続して提供されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書	61 62 63	5	2	2	(2)	④ ⑤ ⑥	e. d.		観測孔閉塞時期と閉塞形態	装置回収の目途が立たない場合は、「深度100m前後で切断し」とありますが切断深度については協議とさせていただけないでしょうか。	協議にします。 要求水準書にその旨追記します。
23	基本協定書 (案) 別紙7	16								誓約書	独占禁止法に抵触していない旨の誓約事項に関して、基本協定書第7条4項と同様に「本事業に関して」という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 該当条項について修正します。
24	事業契約書 (案)	3	1	1	1					不可抗力	突発的な湧水、ガス噴出などは不可抗力として整理するのではなく、想定外の事象としていただき、実施方針回答No.15のとおり、事業者が発生した増加費用、損害等は機構にてご負担いただけないでしょうか。	突発的な湧水、ガス噴出については、これまでの坑道掘削や維持管理においても発生しておらず、今後の埋め戻し工事においても発生が想定されないことから、当該条文は以下のように修正します。  (31)「不可抗力」とは、機構及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、災害対策基本法第2条第1項に定める災害、その他地滑り、落盤等の災害や、騒乱、暴動、第三者の行為、工所用電力の停電、その他の自然的又は人為的な現象によるもの等をいう。但し、「法令」の変更は、「不可抗力」に含まれない。
25	事業契約書 (案)	3	1	1	1					不可抗力	突発的な湧水とはどのような湧水を想定されていますでしょうか。また、湧水と突発的な湧水の違いを具体的にご教示ください。	No.24の回答をご参照ください。

瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

< 入札説明書に関する質問回答(第2回) >

No	資料名	質問箇所								項目	質問内容	回答
		頁	章	1 節	(1) 条	1) 項	ア 号	① -	- -			
26	事業契約書 (案)	3	1	1	1		(31)			不可抗力	ボーリング孔口を破損等しない限り湧水は発生しないと想定されている状況においては、機構側での、突発的な湧水が発生した場合のリスクに備える費用は見込まれていないと想定します。世界初の埋戻し工事として、大地震や猛烈な台風等の一般的な不可抗力事象と異なり、湧水を不可抗力として整理して事業者負担させるのであれば、事業者は発生時の費用を想定して事業費を上乗せするしかありません。不可抗力の範囲は、実施方針添付資料3のリスク分担表で示されたとおり、「想定していない(想定以上の)暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、及び戦争、暴動その他の人為的な事象による設備等の損害」に修正いただけないでしょうか。	No.24の回答をご参照ください。
28	事業契約書 (案)	3	1	1	1		(31)			不可抗力	不可抗力の対象、想定外事象の発生時の対応等については、官民対話にて(一例ですが)以下のような事項を改めて確認させていただきたいと存じます。 ・既存ボーリング孔等からの湧水や埋戻し前後での従来の湧水量を超える湧水の発生等の事象は不可抗力の対象とはせず、実施方針で示された「想定していない(想定以上の)暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、及び戦争、暴動その他の人為的な事象による設備等の損害」の記載(範囲)に修正いただきたい。また、既存ボーリング孔等からの湧水や埋戻し前後での従来の湧水量を超える湧水の発生等の事象が発生した場合は、実施方針回答No.15、18のとおり、民間事業者には負えない負担ですので、機構にて負担いただきたい。	No.24の回答をご参照ください。
29	事業契約書 (案)	6	2	15	3					第三者に対する損害	第三者に発生した損害で機構及び事業者のどちらの帰責が明らかでない損害について、公共工事標準請負契約約款に準じて、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の事由による損害が発生した場合には、機構負担としていただきたくよろしくお願いたします。	機構にも事業者にも責めに帰すことのできない事由である以上、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の事由であっても不可抗力事由として取り扱うべきものであり、機構においてすべて負担するというような内容への変更の要望には応じられません。
30	事業契約書 (案)	8	4	1	25	3				業務実施体制	第41条、第52条にも「24時間常時連絡可能な体制を確保する」とありますが、統括責任者等の携帯電話をご連絡するという事によろしかったでしょうか(現場事務所に常時人を待機させるということではないと考えております)	ご理解のとおりです。 なお、「坑道埋め戻し及び原状回復業務」は昼夜作業を想定している期間がありますので、その場合は現場を管理できる者等の常駐をお願いします。
31	事業契約書 (案)	10	3	32						坑道埋め戻し及び原状回復業務期間変更の場合の費用負担	本条による坑道埋め戻し及び原状回復業務期間の変更について、法令変更による場合は、第82条(法令改正等による増加費用及び損害の取扱い)が適用されるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりですので、以下のとおり、(4)号を追記します。 (4) 法令変更による場合は、第82条(法令改正等による増加費用及び損害の取扱い)に規定する負担割合に従い、機構及び事業者が負担する。

瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

< 入札説明書に関する質問回答(第2回) >

No	資料名	質問箇所							項目	質問内容	回答
		頁	章	1 節	(1) 条	1) 項	ア 号	① -			
32	事業契約書 (案)	10	4	3	31	1			坑道埋め戻し 及び原状回復 業務期間の変 更	「機構は必要と認める場合は・・・業務期間を変更することができる。」との記載がありますが、不可抗力以外は事業者との協議が無く変更できるように読み取れますので、事業者との事前協議した上で変更出来るように条文の変更をお願い致します。	ご要望を踏まえて、当該条文を以下のように修正します。  第31条 機構は、必要があると認める場合には、事業者との協議の機会を設けたうえで、「坑道埋め戻し及び原状回復業務」の全部又は一部について坑道埋め戻し及び原状回復業務期間を変更することができる。
33	事業契約書 (案)	10	4	3	31	2			坑道埋め戻し 及び原状回復 業務期間の変 更	要求水準書の基本事項に従い、業務計画提出・計画に基づき業務を実施・必要に応じた機構の検査を受け要求水準を満足して坑道埋め戻し及び原状回復業務を完了した場合、「不可抗力又は事業者の責めに帰すことができない事由」として残留沈下があてはまるという理解でよろしいでしょうか	残留沈下は不可抗力には該当しないと考えます。
34	事業契約書 (案)	10	4	3	32	2			坑道埋め戻し 及び原状回復 業務期間の変 更	【第1回】質問回答No.50の回答では、不可抗力による土地返還が遅延した場合の増加費用及び損害は事業契約書第79条の負担割合に従い、機構と事業者が負担するとされています。事業者が、事業者の責めに帰すことのできない事由で増加費用及び損害を負担することはできませんので、事業者帰責でない場合は、機構の負担としていただきたい。	ご要望には応じられません。
35	事業契約書 (案)	11	4	3	35	2			履行遅延の場 合の措置	遅延日数1日につき1000分の1に相当する金額を支払うとありますが、年利にすると36.5%と高利なものとなるため、消費者契約法に定める年利14.6%への変更をご検討致します。	ご要望には応じられません。本件は消費者契約ではありません。
36	事業契約書 (案)	11 18	3		37 66	3			機構による完 了確認	最終的な返還先である瑞浪市への返還前に原状回復の手戻りが無いことを確認するため、可能であれば機構と同時に瑞浪市にも立会いをいただく等できるだけ早めに瑞浪市による返還前の完了確認を要望いたします。	瑞浪市と機構との間で協議を実施した上で埋め戻し工事を実施することから、機構による完了確認のみ実施することを考えています。
37	事業契約書 (案)	13	1	46					環境モニタリ ング調査期間 変更の場合の 費用負担	本条による環境モニタリング調査期間の変更について、法令変更による場合は、第82条(法令改正等による増加増加及び損害の取扱い)が適用されるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
38	事業契約書 (案)	14	5	3	49	1			環境モニタリ ング調査期間 の変更	「機構は必要と認める場合は・・・業務期間を変更することができる。」との記載がありますが、不可抗力以外は事業者との協議が無く変更できるように読み取れますので、事業者との事前協議した上で変更出来るように条文の変更をお願い致します。	ご要望を踏まえて、当該条文を以下のように修正します。  第49条 機構は、必要があると認める場合には、事業者との協議の機会を設けたうえで、環境モニタリング調査業務の全部又は一部について環境モニタリング調査期間を変更することができる。
39	事業契約書 (案)	17	3	61					モニタリング設 備等撤去期間 変更の場合の 費用負担	本条によるモニタリング設備等撤去期間の変更について、法令変更による場合は、第82条(法令改正等による増加費用及び損害の取扱い)が適用されるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。

瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

< 入札説明書に関する質問回答(第2回) >

No	資料名	質問箇所							項目	質問内容	回答
		頁	章	1 節	(1) 条	1) 項	ア 号	① -			
40	事業契約書 (案)	18	6	3	64	2			履行遅延の場合の措置	遅延日数1日につき1000分の1に相当する金額を支払うとありますが、年利にすると36.5%と高利なものとなるため、消費者契約法に定める年利14.6%への変更をご検討致します。	No.35の回答をご参照ください。
41	事業契約書 (案)	19	7						サービス対価の支払い	サービス対価の原資は主に文部科学省の運営交付金であり、これは単年度ごとの機構の概算要求に基づき、交付が決定されれば単年度ごとに交付されるものと思料いたします。一方本事業は年度を跨いだ事業となっておりますので、金融機関の融資審査などの支障となる可能性もあります。全事業期間を通じてサービス対価が事業者に確実に支払われる何らかの担保を機構よりお示しいただけるのでしょうか。	機構の第3期中長期計画において、本事業期間中の支払金額を記載することで支払いを担保することといたします。中長期計画は、文部科学省等の国立研究開発法人審議会での評価を経て、文部科学大臣等が認可するものです。
42	事業契約書 (案)	19	7						サービス対価の支払い	万が一ではありますが、本事業に対する文部科学省の運営交付金の交付がなかった場合は、機構の債務不履行による契約解除または機構による任意解除となり、事後の処理は第76条第3項ないし第5項の規定によるもの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	事業契約書 (案)	20	2	73	1	(5)			事業用地の使用許可	本事業は、事業者が事業用地の使用許可を得て事業を遂行するスキームにはなっていない(事業用地の使用許可不要)と認識しております。本条5号の規定は適用されないとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりですので、(5)号は削除します。
44	事業契約書 (案)	21	2	73	3				事業者の債務不履行による契約解除	「本契約の一連の手続き(入札を含む)」に関して、基本協定書第7条4項と同様に「本事業に関して」という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	事業契約書 (案)	24	8	5	79				不可抗力による増加費用及び損害の取扱い	【第1回】質問回答No.20に大規模地震等想定外事象による工程延伸に関して、不可抗力が原因と判断された場合は追加費用や損害の負担は協議とされています。不可抗力が発生した場合、必ずしも事業契約書別紙8の規定に依る対応ではなく、協議により費用負担を決定する(協議の結果、事業者が負担しない場合もある)ことがあると理解してよろしいでしょうか。また、事業者が費用負担する場合は、事業契約書別紙8の定めによる当該サービス対価の100分の1までの負担を上限とした協議になると理解してよろしいでしょうか。協議における費用及び損害負担の判断基準も併せてご教示ください。	不可抗力による費用の負担の考え方として、機構と事業者で協議することはあり得ますが、基本的には別紙8に基づきます。また、事業者が費用負担する場合は、事業契約書別紙8の定めによる当該サービス対価の100分の1までの負担を上限とした協議となります。「協議における費用及び損害負担の判断基準」とは、機構が事情を勘案した上で、社会通念上合理的な判断を行うことを想定しています。
46	事業契約書 (案)	26		86	2				契約の保証	本項のなお書き(サービス対価の10分の3以上)は、入札説明書(令和元年10月18日改定版)に合わせて削除くださいますようお願いいたします。第1回質問回答No.6、7のとおり入札説明書から削除いただいております。	ご指摘のとおりですので、削除いたします。
47	事業契約書 (案)	26		86	3				契約の保証	本項のなお書き(サービス対価の10分の3以上)は、入札説明書(令和元年10月18日改定版)に合わせて削除くださいますようお願いいたします。第1回質問回答No.6、7のとおり入札説明書から削除いただいております。	ご指摘のとおりですので、削除いたします。

瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

< 入札説明書に関する質問回答(第2回) >

No	資料名	質問箇所							項目	質問内容	回答
		頁	章	1 節	(1) 条	1) 項	ア 号	① -			
48	事業契約書 (案)	29		96	3	(2)			著作権の利用等	念のための確認ですが、「成果物を他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡すること」については、本事業の事業者の選定手続き及び契約手続きのうえでの利用許諾との理解でよろしいですか。	本号に定める機構の「成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。」という権利は、本事業の事業者の選定手続き及び契約手続きに限られるものではありません。
49	事業契約書 (案) 別紙4	38							対価の支払い方法について	機構から事業者への支払い回数は記載されていますが、支払日が記載されておりません。何月何日に支払うのか或いは支払いの流れ(例:その期の実績に対する検査が合格して事業者から機構に請求書を提出し〇ヶ月以内に支払う等)の記載をお願いいたします。SPCの資金繰りの計算上必要になるため、	当該年度期間中の出来高を年度末3月31日時点で計上し、機構が内容を確認した上で事業者から機構に請求書を提出していただきます。 支払いは翌年度4月末を想定しています。
50	事業契約書 (案) 別紙4	39		2	(1)				年度あたりのサービス対価について	「事業期間のうち、令和2年度、3年度及び4年度(5年度を含めても可)」とありますが、令和2～5年度は例示であり、どの年度においても年度毎のサービス対価が上限額の範囲内であればよいとの理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。
51	事業契約書 (案) 別紙4	40		2	(2)	1)			一時支払対価(A)	出来高に応じて支払いがなされる一時支払対価(A)について、出来高の査定範囲、査定時期および支払時期を具体的にご教示ください。 例) 査定範囲: 令和2年4月～令和3年2月末 査定時期: 令和3年3月 支払時期: 令和3年4月末	以下を考えています。  査定範囲: 令和2年4月～令和3年3月末 査定時期: 令和3年3月末 支払時期: 令和3年4月末
52	事業契約書 (案) 別紙4	40		2	(2)	2)			立替払対価(B)	「支払は、2年度目から3年度目(又は4年度目)までの期間中」とありますが、出来高の変動により5年度目以降の支払いも可能でしょうか。	不可能ではありませんが、機構としては、支払総額が最少となる支払方法を念頭に、支払上限以内で立替払いをする想定としており、5年度目以降の立替払いは想定していません。
53	事業契約書 (案) 別紙4	42	4	(1)					機構工事請負契約条項の引用先	「機構工事請負契約条項第23条の定めに従い」とありますが、貴ホームページに掲載の工事請負契約条項のうち第24条(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)の誤植ではないでしょうか。	ご指摘のとおりですので、修正いたします。
54	事業契約書 (案) 別紙5	51	1	(1)					別紙5 埋め戻し等業務に係る要求水準の実現が困難になった場合の減額等	要求水準の実現が困難になった場合の減額について、事業費内訳書に基づき当該部分を減額することができる旨の記載がありますが、減額となる場合、たとえばその時点で出来高査定をいただき、認めていただいた部分を除く部分(未施工部分)を対象として減額を行うなど、具体的にはどのように減額を行うかご教示ください。 また、「あわせて減額額と同額の違約金を課することができる」について、具体的にどのような場合に事業者が違約金を課されることとなるのかご教示ください。	減額内容については、ご理解のとおり、未施工部分を対象として減額を行うことを考えております。 また、違約金については、減額する際に併せて課することを考えています。

瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

< 入札説明書に関する質問回答(第2回) >

No	資料名	質問箇所							項目	質問内容	回答
		頁	章	1 節	(1) 条	1) 項	ア 号	① -			
55	事業契約書 (案) 別紙7	62							別紙7 法令改正等による増加費用及び損害の負担	「機構が負担する場合において、1回の法令変更に係る増加費用及び損害額が20万円に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす」とありますが、②消費税及び地方消費税に関する法令変更の際には、上記みなし規定の対象外と存じます。例えば以下のような修正をご検討くださいますようお願いいたします。 (修正案) 「また、①に関して機構が負担する場合において、1回の法令変更に係る増加費用及び損害額が20万円に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。」	ご指摘の修正案に修正します。
56	事業契約書 (案) 別紙8	63							不可抗力による増加費用及び損害の負担	不可抗力の負担が坑道埋め戻し及び現状回復業務のサービス対価の1/100に至るまでは事業者が負担するとありますが、発生した不可抗力事象の1件ごとに事業者が1/100まで負担するのではなく、事業者が負担する不可抗力の負担は、件数に関係なく総額で1/100までという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
57	その他 (特定事業の選定について)	7		3					総合的評価	3 総合的評価において「本事業は、PFI方式を採用することにより、採用しない場合と比較して、定量的評価において約20%の支出低減が見込まれる。」とありますが、いわゆるVFM約20%が見込めるとのことでしょうか。	ご理解の通りです。
58	その他								機構の解散	万が一本事業期間中に機構が解散した場合、本事業に係る未払いのサービス対価や機構に対する損害等の事業者の債権はどのように担保されるのでしょうか。	万が一機構の解散が原因で本事業の実施が不可能になった場合は、事業契約書(案)第76条(機構の債務不履行による契約解除)に基づきますが、損害等の取扱いについては機構と事業者との間で協議の上、決定することを考えています。